

令和6年（2024年）1月29日

懲戒処分について

- 1 被処分者 熊本市立小学校教諭 （女性・57歳）
- 2 処分内容 戒告
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和6年（2024年）1月29日
- 5 事実の概要
 - ・被処分者は、令和5年度1学期、集団宿泊教室の奉仕作業の時、トイレ担当の児童に、便器の周りに漏らしてあった尿を、児童だけに素手で雑巾を使って拭き取らせた。
 - ・令和5年10月18日開催の第5回熊本市体罰等審議会において、暴言等に認定された。
- 6 関係者の処分 なし

【参考】懲戒処分の指針【抜粋】

2 体罰等

- (1) 体罰を加えたことにより、児童生徒が死亡し、又はおおむね30日以上の治療期間を要する傷害を負った場合は、免職又は停職とする。
- (2) 体罰を加えたことにより、児童生徒が傷害（前号に掲げるものを除く。）を負った場合は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、免職又は停職とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童生徒に体罰を加えた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、停職又は減給とする。
- (4) 暴言又は不適切な言動等により、児童生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与えた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

問い合わせ先
熊本市教育委員会教職員課
TEL：328-2720
課長：上村 清敬